

合志市物価高騰対策商品券Q & A

1. 【商品券概要について】

Q 1 どのような目的ですか？

A 1. 物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内消費の下支えを図ることを目的としています。

Q 2 誰がもらえますか？

A 2. 基準日（令和8年2月1日）時点において、合志市住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主宛に世帯員分の商品券をゆうパックで送付します。（通知文には「合志市民の皆様へ」と記載）

Q 3 申請等の手続きが必要ですか？

A 3. 手続きは必要ありません。

Q 4 商品券の額面はいくらですか？

A 4. 市民1人につき10,000円分の商品券を発行します。
商品券は1枚1,000円で、10枚1シート（切り取り線あり）になります。

Q 5 どこで使えますか？

A 5. 合志市内の商品券加盟店でご利用できます。
商品券に同封している「加盟店一覧」にてご確認くださいか、各店舗の「のぼり旗」「ポスター」を目印にしてください。
加盟店は随時更新するため、市ホームページにて最新情報をご確認ください。

Q 6 いつからいつまで使えますか？

A 6 使用期間は令和8年4月1日（水）から令和8年7月31日（金）までです。

Q 7 いつ頃届きますか？

A 7. 令和8年3月下旬から順次、ゆうパック（対面受取）で発送します。
ご不在でお受け取りできなかった場合は不在票が投函されますので、再配達や郵便局受取の手続きを行ってください。
※郵便物の保管期間を過ぎてしまった場合は、市役所に返送されますので、市役所防災棟1階コールセンターで受け取りができます。
※5. 【商品券の窓口での受け取り方法】をご覧ください。

Q 8 商品券郵送中の追跡番号を教えてくださいませんか？

A 8. 今回の商品券事業についての郵便局との取り決めにより、追跡番号は把握しておりません。不在票には追跡番号が記載されていますので、不在票が投函された際にご確認ください。

2. 【商品券配布対象者に関すること】

Q 1 支給対象に外国人世帯は含まれますか？

A 1. 基準日時点で住民基本台帳に記録されている外国人であれば対象となります。※住民基本台帳に記録されていない人は、対象となりません。

Q 2 基準日に合志市に引っ越ししてきた場合や、合志市から市外へ引っ越しした場合はどうなりますか？

A 2. 基準日の令和8年2月1日に合志市に転入された方は本事業の対象になります。また、同日に転出された方は対象外となります。

Q 3 基準日より後（令和8年2月2日以降）に合志市から市外へ引っ越しした場合は対象になりますか？

A 3. 対象になります。基本的には、世帯主宛てに商品券を送付いたします。市内外を問わず、引っ越し等で住所が変更になりましたらお早めに郵便局の「転居・転送サービス」をご利用下さい。

(<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>)

「転居・転送サービス」が間に合わず、お手元に届かなかった場合は、市役所に返送されます。その場合は、市役所防災棟1階コールセンターで受け取りができます。

※5. 【商品券の窓口での受け取り方法】をご覧ください。

Q 4 基準日より後に合志市に引っ越ししてきた場合は対象になりますか？

A 4. 基準日より後に合志市に転入した方は対象外です。

Q 5 基準日より後に世帯主が死亡した場合はどうなりますか？

A 5. 死亡により世帯主が変更となった場合も、令和8年2月1日現在の世帯主宛に送付します。

Q 6 基準日より後に出生した人は対象となりますか？

A 6. 対象となりません。（令和8年2月1日に生まれ、後日遡って出生届を提出した場合は対象。出生届は生後14日以内）

Q 7 基準日より後に世帯を別にした場合はそれぞれもらえますか？

A 7. 基準日時点においての世帯になりますので、その後に世帯を別にした世帯の商品券は以前の世帯主宛に含まれて送付されます。

Q 8 DVで避難しているが、避難先へ商品券を送付してもらえますか？

A 8. 原則、令和8年2月2日までに商工振興課宛に申出書およびDV証明書を提出した場合のみ、住民票以外の住所へ送付可能です。

Q 9 入院等で自宅を不在にしている、商品券の受け取りができませんでした。どうすれば良いですか？

A 9. 郵便局での保管期間を過ぎてしまった場合は、市役所に返送されますので、

市役所防災棟1階コールセンターで受け取りができます。
※5.【商品券の窓口での受け取り方法】をご覧ください。

3.【商品券利用等に関すること】

Q1 商品券を第三者に転売、譲渡することはできますか？

A1. 第三者への転売、譲渡等はできません。

Q2 商品券でたばこ等を購入して良いですか？

A2. たばこの小売販売については、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されていることから、商品券の対象に含めることができません。

また、たばこの他に換金性のある他の商品券や図書券等や宝くじなどの金融商品、税金や公共料金などの支払いについても使用できません。

Q3 おつりはできますか？

A3. おつりはできません。額面と同額でご利用いただくか、額面以上のお買い上げにご利用ください。額面以上の場合は不足額分を現金等で支払い下さい。

Q4 商品券を紛失した場合どうしたら良いですか？

A4. 商品券を紛失した場合、再発行はできません。

Q5 未使用の商品券は換金できますか？

A5. 商品券の換金はできません。また、交換、販売及び譲渡もできません。

Q6 商品券の問い合わせ先を教えてください

A6. コールセンターへお問い合わせください。

096-248-2140（合志市役所防災センター棟1階 避難所④）

受付時間：3月23日～8月14日（平日9時～17時）

4.【加盟店に関すること】（事業者向け）

Q1 説明会に参加できませんでした。どうしたらいいですか？

A1. コールセンター（加盟店専用）へお問い合わせください。

加盟専用：070-6441-0634

受付時間：2月4日～8月31日（平日9時15分～17時）

5.【商品券の窓口での受け取り方法】

ゆうパックの受け取りができない方、郵便局での保管期限が過ぎ、受け取りが出来なかった方などは、市役所防災センター棟1階のコールセンターで、受け取りができます。コールセンターへ配送状況をご確認の上、以下の書類をご持参下さい。

1. 世帯主又は同一世帯員が受取る場合

- ①ご不在連絡票
- ②窓口に来られる方の本人確認書類

- ・顔写真付の身分証明書の提示(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ・顔写真の無い身分証明書は2つ以上の証明を提示(健康保険資格確認書、年金手帳、預金通帳及びキャッシュカード等)

2. 代理人が受取る場合

- ①委任状(別途様式により本人記入、任意様式可) ※同一世帯員の場合は不要

- ②窓口に来られる代理人の方の本人確認書類

- ・顔写真付の身分証明書の提示(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ・顔写真の無い身分証明書は2つ以上の証明を提示(健康保険資格確認書、年金手帳、預金通帳及びキャッシュカード等)

3. 世帯主(被相続人)死亡により相続人代表者が受け取る場合

- ①合志市物価高騰対策商品券事業に係る相続人代表者届出書(別途様式)

- ②被相続人と相続人代表者の関係が確認できる書類(戸籍謄本等)

- ③窓口に来られる相続人代表者の本人確認書類

- ・顔写真付の身分証明書の提示(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ・顔写真の無い身分証明書は2つ以上の証明を提示(健康保険資格確認書、年金手帳、預金通帳及びキャッシュカード等)

4. 受け取り期限

令和8年7月31日(金)午後5時まで

※商品券の利用期間は令和8年7月31日(金)まで

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 合志市長

【委任する人（本人）】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

私は、下記の者を代理人と定めて、「合志市物価高騰対策商品券」を受領することについて委任します。

記

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※ 委任する人とは、世帯主です。世帯主が書いてください。印鑑の押印も必要です。

※ 代理人の方に窓口で、商品券をお受け取りいただきますが、その際に代理人の本人確認書類が必要になります。

<代理人の本人確認書類>

- ・顔写真付きの身分証明書1点
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障がい者手帳等)
- ・顔写真のない身分証明書2点
(健康保険証、年金手帳、診察券、預金通帳及びキャッシュカード等)

令和 年 月 日

合志市物価高騰対策商品券事業に係る相続人代表者届出書

合志市長 様

相続人代表者 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

被相続人との続柄 _____

私は、下記被相続人に交付される合志市物価高騰対策商品券について、相続人代表者として受領するため、必要書類を添えて届け出ます。

なお、このことについて、他の相続人と紛議を生じても相続者間で解決するものとし、私が一切の責任を負うものを誓約します。

※本届出書は相続財産等の権利関係に影響するものではありません。

記

交付対象者 (被相続人)	住 所	
	氏 名	
	亡くなられた日	

添付書類

- ①被相続人と相続人代表者の関係が確認できる書類（戸籍謄本等）
 - ②相続人代表者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ※相続人代表者の代理人が本届出書を提出する場合、上記に加えて相続人代表者と代理人の関係が確認できる書類（委任状等）と代理人の本人確認書類の写しが必要となります。